平成20年11月17日告示第40号

FSC森林認証林高齢級間伐事業費補助金交付要綱を次のように定め、平成20年度分の補助金から適用する。

FSC森林認証林高齢級間伐事業費補助金交付要綱(目的)

第1 住田町森林認証グループ(以下「グループ」という。)会員による森林認証林(以下「認証林」という。)の間伐を推進するため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第4条第1項の特定間伐等促進計画(以下「特定間伐等促進計画」という。)に基づく間伐に要する経費に対して、予算の範囲内で住田町補助金交付規則(昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業は、町内の認証林(認証林となることが見込まれる森林(以下「見込み森林」という。)を含む。)のうち、特定間伐等促進計画に位置付けられた認証林であって、 森林の多面的機能の維持増進に資する森林整備の確保を目的として行う間伐とする。

(補助対象事業の要件)

- 第3 補助対象事業の要件は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 林齢が原則として8齢級以上(36年生以上)の人工林(アカマツ天然林を含む。)で、国及び県の補助事業に振り替えることのできない森林であること。
- (2) 施業地の面積が0.1~クタール以上であること。
- (3) 目的木の総本数のおおむね20パーセント以上に当たる立木を伐採するものであること。
- (4) 既存の補助事業により除伐及び間伐を実施した認証林については、その事業の完了年度の翌年度から起算して5年間を経過しているものであること。

(補助対象事業者)

第4 補助対象事業者は、認証林所有者とする。

(補助対象経費及び補助額)

第5 補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

経費	補助額	
第2に規定する事業に要する経費	1 ヘクタール当たり70,000円以内	

(補助金交付の条件)

- 第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に附する条件とする。
- (1) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間はグループ会員であること。
- (2) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は森林以外の用途への転用又は皆伐を行わないこと。

(申請書の取り下げ期日)

第7 規則第8条に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起 算して15日以内とする。

(提出書類及び期日)

第8 規則に定める書類及び提出期日は、別表1のとおりとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 別表 1

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の	FSC森林認証林高齢級間伐事業費補		1 部	別に定める
規定による書	助金交付申請書	第1号		
類	1. 事業計画書	第2号		
	2. 収支予算書	第3号		
	※見込み森林を対象とする場合は、F			
	SC森林管理認証入会申込書の写しを			
	添付のこと。			
規則第6条の	FSC森林認証林高齢級間伐事業費変		1部	変更(中止、廃止)
規定による書	更(中止、廃止)承認申請書	第4号		の理由が生じた日
類	1. 事業計画書	第2号		から14日以内
	2. 収支予算書	第3号		
規則第13条第	FSC森林認証林高齢級間伐事業費補		1部	事業が完了した日
1項の規定に	助金交付請求書	第5号		から14日以内
よる書類	1. 事業実績書	第2号		
	2. 収支精算書	第3号		